目　　次

【 様式 】様式第　１号「発生速報」…… 1
【 様式 】様式第　２号「経過速報」…… 2
【 様式 】様式第　３号「被害状況調」…… 3
【 様式 】様式第　４号「避難情報等の情報提供用紙」…… 8
【 様式 】様式第　５号「罹災証明書」…… 9
【 様式 】様式第　６号「放送要請依頼用紙」…… 14
【 様式 】様式第　７号「応援要請書（直接応援市町村へ要請)」 …… 16
【 様式 】様式第　８号「災害時相互応援連絡表（県へ要請)」 …… 17
【 様式 】様式第　９号「被災者台帳情報提供申請書（本人)」 …… 18
【 様式 】様式第１０号「被災者台帳情報外部提供同意書」…… 19
【 様式 】様式第１１号「被災者台帳情報提供依頼書（地方公共団体)」 …… 22
【 様式 】様式第１２号「被災者台帳情報提供依頼書（NPO・民間等)」…… 23
【 様式 】様式第１３号「水防法に規定する身分証明書」…… 24
【 様式 】様式第１４号「水防活動の報告様式（水防活動実施報告書)」 …… 25
【 様式 】様式第１５号「水防活動の報告様式（活動内容報告)」 …… 26

【 様式 】様式第１号「発生速報」(P137、P176、P410、P411)

発　生　速　報

吉川市

年　月　日　時　分　受信	発信者		受信者	

１　被害発生	
２　被害場所	
３　被害程度	
４　災害に対する措　置	
５　その他必要事　項	

（注）内容は簡単に要を得たものとする。

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第２号「経過速報」(P176、P411)

経　過　速　報

吉川市

発信者		受信者	

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日	至　　月　　日	
報告区分			

区分				被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	
	行方不明者		人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha	
		軽傷	人				冠水	ha	
住家被害	全壊（焼）（流失）		棟		道路被害	決壊		箇所	
			世帯			冠水		箇所	
			人		その他被害	文教施設		箇所	
	半壊（焼）		棟			病院		箇所	
			世帯			橋りょう		箇所	
			人			河川		箇所	
	一部破損		棟			砂防		箇所	
			世帯			清掃施設		箇所	
			人			崖くずれ		箇所	
	床上浸水		棟			鉄道不通		箇所	
			世帯			被害船舶		隻	
			人			水道		戸	
	床下浸水		棟			電話		回線	
			世帯			電気		戸	
			人			ガス		戸	
						ブロック塀等		箇所	
非住家被害	公共建物	全壊（焼）	棟		罹災世帯数			世帯	
		半壊（焼）	棟		罹災者数			人	
	その他	全壊（焼）	棟		火災発生	建物		件	
		半壊（焼）	棟			危険物		件	
						その他		件	

災害に対してとられた措置

(1)　災害対策本部の設置状況

(2)　市のとった主な応急措置の状況

(3)　応援要請又は職員派遣の状況

(4)　災害救助法適用の状況

(5)　避難命令・勧告の状況

市町村数　　地区数

人　　員　　人

(6)　消防機関の活動状況

ア　出動人員　　消防職員　　名

消防団員　　名

イ　主な活動内容（使用した機材を含む）

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第３号「被害状況調」(P176、P411)

被　害　状　況　調

吉川市

（１／２）

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分	確定		

区分				被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田被畑害	田	流失・埋没	ha	
	行方不明者		人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha	
		軽傷	人				冠水	ha	
					道被路害	決壊		箇所	
住家被害	全壊		棟			冠水		箇所	
			世帯		その他被害	文教施設		箇所	
			人			病院		箇所	
	半壊		棟			橋りょう		箇所	
			世帯			河川		箇所	
			人			砂防		箇所	
	一部破損		棟			清掃施設		箇所	
			世帯			崖くずれ		箇所	
			人			鉄道不通		箇所	
	床上浸水		棟			被害船舶		隻	
			世帯			水道		戸	
			人			電話		回線	
	床下浸水		棟			電気		戸	
			世帯			ガス		戸	
			人			ブロック塀等		箇所	
非住家被害	公共建物	全壊（焼）	棟		罹災世帯数			世帯	
		半壊（焼）	棟		罹災者数			人	
	その他	全壊（焼）	棟		火災発生	建物		件	
		半壊（焼）	棟			危険物		件	
						その他		件	

区分			被害	市町村災害対策本部		
公立文教施設		千円			名称	
農林水産施設		千円			設置	月　日　時
公共土木施設		千円				
その他公共施設		千円			解散	月　日　時
小計		千円				
公立施設被害市町村数		団体		災害対策本部設置市町村数		
その他	農産被害	千円			計	団体
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円		災害救助法適用市町村名		
					計	団体
	その他	千円		消防職員出勤延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出勤延人数	人	

備考

1　災害発生場所

2　災害発生年月日

3　災害の種類概況

4　消防機関の活動状況

5　その他（避難の勧告・指示等の状況）

出典）埼玉県地域防災計画

確定報告記入要領（１／３）

区分	基準
人的被害	１ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 ２ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 ３ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。 ４ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	１ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 ２ 棟とは、一つの独立した建物とする。 ３ 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 ４ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 ５ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 ６ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 ７ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 ８ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	１ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ２ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 ３ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 ４ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	１ 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 ２ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 ３ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

確定報告記入要領（２／３）

区分	基準
道路被害	１ 道路決壊とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 ２ 道路冠水とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他被害	１ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 ２ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 ３ 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利､床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 ４ 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 ５ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 ６ 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 ７ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 ８ 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 ９ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎､下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

確定報告記入要領（３／３）

区分	基準
被害金額	１ 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 ２ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 ３ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 ４ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 ５ 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 ６ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 ７ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 ８ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 ９ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 １０ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第４号「避難情報等の情報提供用紙」(P159)

避難指示等発令情報

市・町・村

送付日時：　　月　　日　　時　　分

１　避難情報の別

□　避 難 指 示（災害対策基本法第６０条）

□　避難準備情報（地域防災計画等）

２　発　　令　　月　　日　　時　　分

３　解　　除　　月　　日　　時　　分

４　対象地域　　埼玉県　　市・町・村

（おおよその対象世帯数：　　世帯）

５　避難すべき理由

□　大雨により河川の氾濫の危険があるため（河川名　　）

□　大雨により地滑りの危険があるため

□　地震により地滑りの危険があるため

□　地震により家屋崩壊の危険があるため

□　その他（　　）

所属及び氏名　　市・町・村　　課　　氏名：

電話　　（　　）　　ＦＡＸ　　（　　）

【 様式 】様式第５号「罹災証明書」(P230、P280)

第１　罹災証明・被災証明・罹災（被災）届出証明書　申請書

様式第１号　　(整理番号　　)

罹災証明・被災証明・罹災(被災)届出証明　申請書

(提出先)　　年　月　日

吉川市長

申請者	住所	
	氏名	
	電話	

以下の災害被害に係る証明書の交付を申請します。

被害原因	年　月　日の　　による
被害場所	□申請者住所と同じ (☑すれば記載不要)　吉川市
被害内容	□住家（□自家　□借家）　／　□非住家（　　） ※住家とは現実に居住のために使用している建物のこと。 □外構等　□家財道具　□自動車　□その他（　　） □人的被害（□死亡　　名　□行方不明　　名　□負傷　　名）
被害状況	
請求目的	□被災者生活再建支援制度　□損害保険　□見舞金・弔慰金 □税や保険料の減免　□その他（　　）
必要書類	□罹災証明書　　枚　□被災証明書　　枚 □罹災(被災)届出証明書

罹災証明書を申請する場合は下記の欄も記入してください。

世帯主	住所	□申請者住所と同じ (☑すれば記載不要)　吉川市				
	氏名	□申請者住所と同じ (☑すれば記載不要)				
世帯構成員	※罹災証明書は世帯主あてに交付します。同一世帯構成員について証明が必要な場合は記入してください。					
	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

罹災者もしくは同一世帯の親族以外の方が手続きをする場合は下記の委任状が必要です。

委任状

年　月　日

代理人　住所

氏名

上記の者を代理人と定め、罹災証明書等の申請手続きに関する権限を委任します。

委任者　住所

氏名

本人の自署による署名又は記名押印をしてください

(下欄には記入しないでください。)

罹災(被災)届出証明書

上記のとおり、届出をしたことを証明します。

年　月　日

証明第　　号

吉川市長

（申請者が所有者本人の場合の同意欄）

住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。

□確認しました

年　　月　　日

（所有者と申請者が異なる場合の同意欄）

住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。

（住家の所有者が記入すること）

□確認しました

年　　月　　日

住所

氏名

【 様式 】様式第５号「罹災証明書」(P230、P280)

第２　罹災証明書

様式第２号

(整理番号)

罹　災　証　明　書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

証明第　　号

年　　月　　日

吉川市長

【 様式 】様式第５号「罹災証明書」(P230、P280)

第３　被災証明書

様式第３号

(整理番号)

被　災　証　明　書

住　　所	
氏　　名	
被害原因	年　月　日の　　による
被害場所	
被害対象	□住家（□自家　□借家） □非住家（　　） □外構等　□家財道具　□自動車 □人的被害 （□死亡　　名　□行方不明　　名　□負傷　　名） □その他 （　　）
被害の状況	

上記のとおり、被災したことを証明します。
証明第　　号
年　月　日

吉川市長

【 様式 】様式第５号「罹災証明書」(P230、P280)

第４　被害認定再調査申請書

様式第４号

(整理番号)

被 害 認 定 再 調 査 申 請 書

年　　月　　日

吉川市長　　宛て

住　　所
申請者　　氏　　名
電話番号

家屋の再調査を次のとおり申請します。

罹災家屋の所在地	☐申請者住所と同じ (☑すれば記載不要)　吉川市
罹災者氏名	☐申請者住所と同じ (☑すれば記載不要)
罹災原因	年　月　日の　による
第１回目の調査の結果	☐全壊　☐大規模半壊　☐中規模半壊　☐半壊　☐準半壊　☐準半壊に至らない (一部損壊)
再調査申請理由	

【 様式 】様式第６号「放送要請依頼用紙」(P186)

放送要請依頼用紙

市町村名
吉川市

【件名】　放送要請について（依頼）

年　　月　　日（　）　　：

吉川市災害対策本部　第　　号

【本文】　災害対策基本法第５７条に基づく放送要請を次のとおり依頼します。

１　要請理由　　＜チェック欄＞

(1)　避難情報、警報等の周知徹底を図るため　　□

(2)　災害時の混乱を防止するため　　□

(3)　吉川市長から依頼があったため　　□

(4)　　□

２　放送事項

について

（別紙のとおり）

３　放送希望日時＜チェック欄＞

(1)　直ちに　　□

(2)　日時　　□　　月　　日（　）　　：

４　その他

５　連絡先

課所名	担当名	職・氏名	電話／メールアドレス
			TEL　　－　　－ 内線 無線番号 E-mail

別紙

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第７号「応援要請書（直接応援市町村へ要請）」(P187)

文　書　番　号
年　月　日

応援要請書

市町村長　様

吉川市長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第３条第１項に基づき、別添様式１のとおり応援を要請します。

様式１

災害時相互応援連絡表

要請側市町村連絡者	埼玉県連絡者	応援側市町村連絡者
担当課 氏名 電話 FAX		担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（実施）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年　月　日（午前・午後　時　分）
被害の状況	
応援の内容	①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別要すること。 ②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他必要事項	

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第８号「災害時相互応援連絡表（県へ要請）」(P187)

文　書　番　号
年　月　日

応援要請書

市町村長　様

吉川市長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第３条第２項に基づき、別添様式２のとおり応援を要請します。

様式２

災害時相互応援連絡表

要請側市町村連絡者	埼玉県連絡者	応援側市町村連絡者
担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（受諾）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年　月　日（午前・午後　時　分）
被害の状況	
応援の内容	①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別要すること。 ②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、県に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他必要事項	

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第９号「被災者台帳情報提供申請書（本人）」(P279)

被災者台帳情報提供申請書（本人）

フリガナ			
氏　名			印
生年月日		性別	男　・　女
住　所			
提供を求める台帳情報	希望する提供情報に〇をつけてください。 １　氏名 ２　生年月日 ３　性別 ４　住所又は居所 ５　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 ６　援護の実施の状況 ７　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ８　電話番号その他の連絡先 ９　世帯の構成 10　罹災証明書の交付の状況 11　１から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 ① ② ③ ④ ⑤		
申請者連絡先			
電話番号		ＦＡＸ番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄
※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

個人番号カード		運転免許証	
身分証明書		保険証	
その他　　確認手段：			

出典）内閣府「被災者台帳情報提供の様式例（本人）」」

【 様式 】様式第１０号「被災者台帳情報外部提供同意書」(P279)

被災者台帳情報外部提供同意書

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td><td>性別</td><td>男　・　女</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>ＦＡＸ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>携帯電話番号</td><td></td><td>メールアドレス</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">あなたの台帳情報の外部提供について、以下の①から③のいずれかをお選びください。
（全ての提供先、情報の範囲に同意）
□①提供先、提供する情報の範囲を問わず、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">（任意の提供先、情報の範囲に同意）
□②下記にチェックした提供先、提供する情報の範囲において、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。
下記のｉからⅳにおいて、台帳情報の提供に同意する提供先、提供を同意する情報の範囲をチェック又は記載してください。</td></tr>
<tr><td>外部提供先
及び
提供可能情報</td><td colspan="3">ｉ公共料金等減免
□　電力会社（　　）
□　ガス会社（　　）
□　水道料金（吉川市　水道課）
□　下水道料金（吉川市　河川下水道課）
□　ＮＨＫ
□　ＮＴＴ
□　携帯電話会社（会社名・支店名　　）
連絡先（市において把握している場合は不要）：
住所：〒
電話番号：
メールアドレス：
担当者：
□　その他（　　）
連絡先（市において把握している場合は不要）：
住所：〒
電話番号：
メールアドレス：
担当者：
※同意された提供先に対し、被災者台帳に記載・記録された情報のうち、料金減免に必要な情報を提供します。
※市に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本様式による同意は不要です。</td></tr>
</table>

	ii 被災者支援団体等への提供 □　民生委員 □　社会福祉協議会 □　町内会等地域自治組織 □　消防団 □　その他（民間事業者、ＮＰＯ、ボランティア団体等） 団体等名称： 団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： □　提供を同意する情報（　　） ※別紙から番号を記入ください □　提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い iii 被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供 □　社会福祉協議会（再掲） □　国（官署名：　　） □　被災者生活再建支援法人 □　独立行政法人住宅金融支援機構 □　その他 団体等名称： 団体等連絡先（市において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： □　提供を同意する情報（　　） ※別紙から番号を記入ください □　提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い iv その他 提供同意する団体名： 提供を同意する理由： 団体等連絡先（市において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： □　提供を同意する情報（　　） ※別紙から番号を記入してください。 □　提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い
□　③台帳情報を提供することに同意しません。	

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第８条の６の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

別紙

＜被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）＞

１　氏名
２　生年月日
３　性別
４　住所又は居所
５　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
６　援護の実施の状況
７　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
８　電話番号その他の連絡先
９　世帯の構成
10　罹災証明書の交付の状況
11　１から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
①
②
③
④
⑤

（備考）
１　本様式は、災害対策基本法施行規則第８条の５第４号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
２　被災者台帳は、災害対策基本法第９０条の３の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記１から 11 に掲げる事項が掲載されております。
３　被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第９０条の４の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

出典）内閣府「被災者台帳情報外部提供同意の様式例」

【 様式 】様式第１１号「被災者台帳情報提供依頼書（地方公共団体）」(P279)

第　　号
年　　月　　日

〇〇市（区・町・村）長
　　〇〇　〇〇　様

吉川市長

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第８条の６の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　申請者の氏名及び住所
代表者：吉川市長
所在地：埼玉県吉川市きよみ野一丁目１番地
担　当：　　課
（担当連絡先：電話　　－　　－　　、ＦＡＸ　　－　　－
メールアドレス

２　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

３　提供を受けようとする台帳情報の範囲
・災害対策基本法第９０条の３第２項第１号に規定する氏名
・災害対策基本法第９０条の３第２項第２号に規定する生年月日
・災害対策基本法第９０条の３第２項第４号に規定する住所又は居所
・災害対策基本法第９０条の３第２項第６号に規定する援護の実施の状況
・災害対策基本法施行規則第８条の５第１項第１号に規定する電話番号その他の連絡先
・災害対策基本法施行規則第８条の５第１項第３号に規定する罹災証明書の交付の状況

４　使用目的
貴市（区・町・村）から本市（区・町・村）に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

５　提供を希望する媒体
電子媒体（　　形式）　紙媒体（個表・一覧）　その他（　　形式）

６　その他

出典）内閣府「被災者台帳情報提供依頼文書例（地方公共団体）」

【 様式 】様式第１２号「被災者台帳情報提供依頼書（NPO・民間等）」(P279)

第　　号
年　　月　　日

（あて先）吉川市長

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第８条の６の規定に基づき、貴市において整備された被災者台帳情報について、貴市から委託を受けている「　　者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　申請者の氏名及び住所
代表者：
所在地：
担　当：
（担当連絡先：電話　　－　　－　　、ＦＡＸ　　－　　－
メールアドレス　　）

２　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

３　提供を受けようとする台帳情報の範囲
・災害対策基本法第９０条の３第２項第１号に規定する氏名
・災害対策基本法第９０条の３第２項第２号に規定する生年月日
・災害対策基本法第９０条の３第２項第４号に規定する住所又は居所
・災害対策基本法施行規則第８条の５第１項第１号に規定する電話番号その他の連絡先

４　使用目的
貴市から委託を受けている「　　者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため

５　その他

出典）内閣府「被災者台帳情報提供依頼文書例（NPO・民間等）」

【 様式 】様式第１３号「水防法に規定する身分証明書」(P427)

（表面）

第　　号

身　分　証　明　書

次の者は、水防法第４９条第１項の規定により必要な土地に立ち入ることができる者であることを証明する。

職　　名
氏　　名　　年　　月　　日生

交　　付　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

（水防管理団体名）
管理者　氏　名　　印

（裏面）

水防法（抜粋）

第４９条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

出典）埼玉県水防計画

【 様式 】様式第１４号「水防活動の報告様式（水防活動実施報告書)」(P432)

水防管理団体の報告

水防活動実施報告書　第　　報

年　　月　　日

水防管理団体名	
課所名	
作成者	
連絡先	

出水の概況	川　　水位　　ｍ 雨量　　㎜			
水防実施箇所	川　　左 岸 ・ 右 岸　　市　　地先			
日時	自　　月　　日　　時　・　至　　月　　日　　時			
出動人員（人）	水防団員	消防団員	その他	合 計
水防作業の概況及び工法	作業準備 ・ 作業開始 ・ 作業中 ・ 作業完了			
被害箇所	堤防 ・ 高水敷 ・ 水門 ・ 樋管 ・ その他（　　）			
被害状況及び水防の状況	亀裂 ・ 漏水 ・ 法崩れ ・ 越水 ・ 溢水 ・ 破堤 ・ 洗掘 ・その他（　　）			
	原因は（　　・ 調査中 ・ 不明 ）			
	今後、(大幅に拡大する ・ 拡大する ・ 小規模にとどまる ・調査中 ・不明)と見込まれる			
使用資機材			住民の協力	
			死傷者	
避難情報の発令状況				

注 1　各水防管理団体は、水防を行った箇所毎に作成すること。
　 2　各水防管理団体は、速やかに所管県土整備事務所を経由して知事に報告すること。

【 様式 】様式第１５号「水防活動の報告様式（活動内容報告）」(P432)

令和〇〇年台風〇号における水防活動
（〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日）

〇概要（例）

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、１時間雨量１００mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約１２時間	〇名	・土のう積み（３００袋） ・避難誘導（２０世帯） ・排水作業（３件）

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所

地図